

催事主催者の皆様へ

# つくば国際会議場の防災対策

つくば国際会議場

# つくば国際会議場防災対策について

つくば国際会議場

## はじめに

つくば国際会議場は、国内・海外から多くのお客様が訪れることから、会議場管理者と催事主催者とが一体となって災害の未然防止と利用者の安全確保に努めることが必要です。

つくば市消防本部のご指導の下、催事主催者が行う防災対策に関する基本事項につきまして取りまとめましたので、次の記載事項を遵守されるとともに関係者への周知徹底をお願いします。

## 主催者の防災対策

催事主催者は、防火・防災・安全の確保のため、次の事項をお守り願います。

- (ア) 催事は、災害の未然防止と参加者の安全確保を最優先として計画して下さい。
- (イ) 催事前には、消火器・補助散水栓・避難口・避難誘導順路・避難場所の確認を行い、非常時には初期消火・参加者の避難誘導にあたって下さい。  
なお、避難誘導は、別添避難誘導図を参考にしてください。
- (ウ) 大ホールを利用するなど 1000 名/日以上以上の参加者が予想される催事を行う場合は、催事主催者の中から「防火責任者」を定め、別紙「防火責任者選任届」及び自衛防災組織図を当会議場の催事担当者へ提出して下さい。
- (エ) 催事主催者の防火責任者は、すべての関係者（スタッフ・業者・出展者等）へ防火・防災・安全確保のための指示・監督・指導をお願いします。なお、催事開催中はもとより、搬入、設営、撤去、搬出時においても、指導・監督をお願いします。
- (オ) 参加者の混雑が予想される場合は、十分な警備要員を配置し、適切な誘導を行うことにより事故防止に努めて下さい。
- (カ) 急病人・けが人等の事故が発生した場合は、速やかに当会議場の催事担当者（不在の際は、当会議場の他の職員）に連絡し、応急救護にあたって下さい。事故の状況に応じて、救急車の要請及び誘導等の措置を講じて下さい。
- (キ) 地震が発生した場合は、速やかに参加者の安全確認及び機材・展示物等の点検を行い、状況に応じて催事を中断する等の措置を講じ、当会議場の防火管理者の指示に従って下さい。

## 禁止行為と解除

当会議場では、①指定場所以外での喫煙 ②裸火の利用 ③火災予防上危険な物品の持ち込みが、つくば市火災予防条例第 32 条の規定により禁止されています。

但し、事例に応じて必要最小限の範囲に限り、禁止行為の解除が認められる場合があります。禁止行為の解除に当たっては、事前に当会議場の催事担当者として協議を行い、催事開催日 1 週間前までに別紙「禁止行為の解除承認申請書」をつくば市消防本部へ提出願います。

## 防火責任者選任届

平成 年 月 日

つくば国際会議場防火管理者 殿

主催者名  
主催責任者 印  
住所  
TEL

つくば国際会議場において、下記の催事を開催するにあたり、防火責任者を選任しましたので届出ます。

### 記

1、催事名称

2、参加者 延 人 1日最大参加者数 人

3、利用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4、会 場 大ホール 中ホール 300 中ホール 200 多目的ホール 101 102  
201 202 406 (その他 )

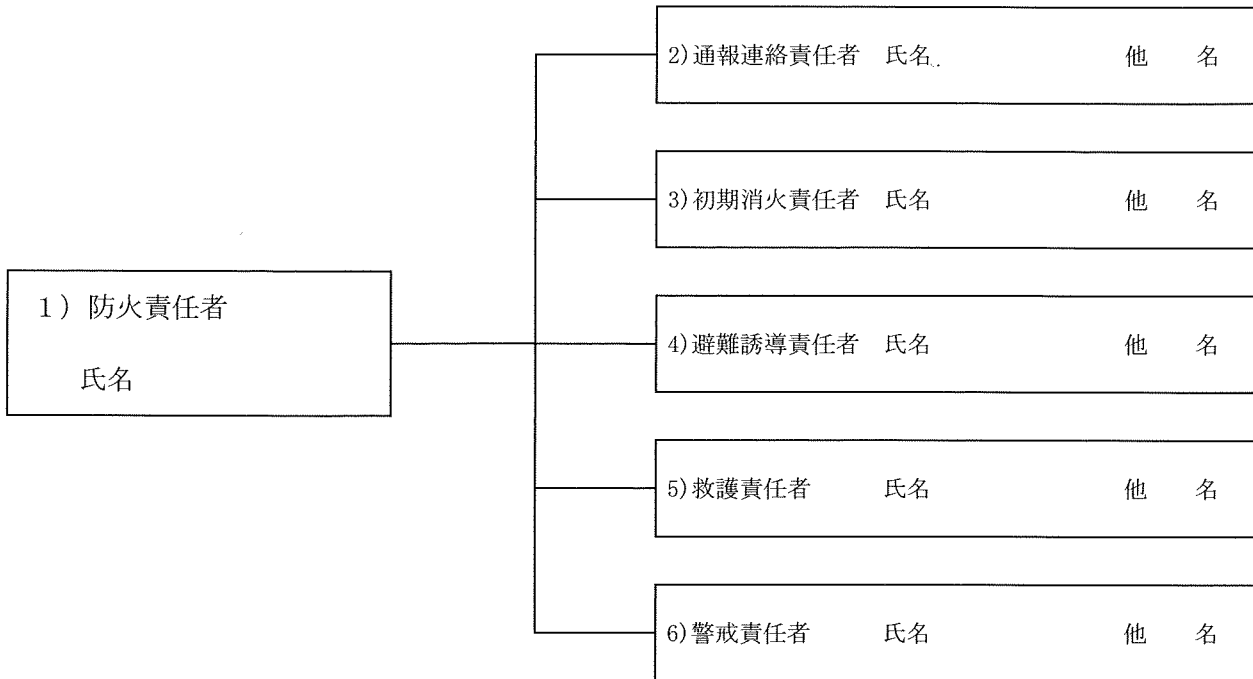
5、防火責任者 (氏名)  
(連絡先：携帯等)

6、防火責任者の役割

- 1) 防火責任者は、事前に消火器・補助散水栓・避難口・避難誘導順路・避難場所の位置の確認を行い、防災の総括責任者としてスタッフ及び関係者に対し火災予防・通報連絡・初期消火・避難誘導等について指導・監督を行う。
- 2) 防火責任者は、指定場所以外での喫煙、裸火の利用、火災予防上危険な物品の搬入について監視指導にあたる。
- 3) 防火責任者は、準備から撤収までの間、常に所在を明確にし、会議場管理者との防災窓口となる。

(参 考)

次のような自衛防災組織を作ることをお薦めします。



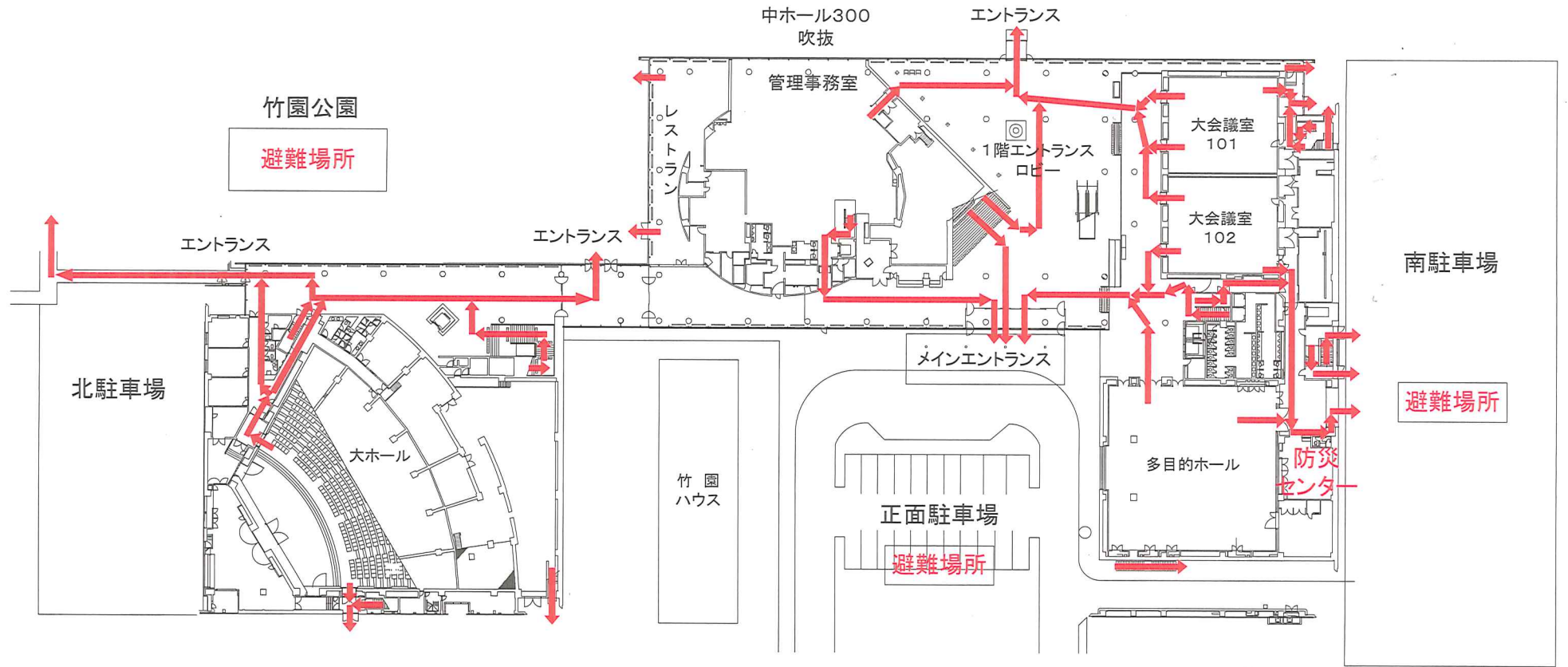
### 任務内容

- 1) 防火責任者は、防災の総括責任者として関係者に対し火災予防・通報連絡・初期消火・避難誘導等について指導・監督を行う。なお、防火責任者は常に所在を明確にし、会議場管理者と連絡を取れるようにする。
- 2) 通報連絡員は、非常時に、防災センターへ通報し指示命令を関係者に伝達するとともに、避難誘導・消火・救護の状況を防火責任者に連絡する。
- 3) 初期消火員は、消火器及び補助散水栓等の位置・使用要領を確認し、非常時には初期消火にあたる。
- 4) 避難誘導員は、避難誘導方法・避難経路・避難場所を把握し、非常時には避難誘導にあたる。
- 5) 救護員は、病人・けが人が出た場合応急処置を行うとともに、非常時には救護作業にあたる。
- 6) 警戒員は、指定場所以外での喫煙・裸火の利用・火災予防上危険な物品の搬入について監視指導にあたる。

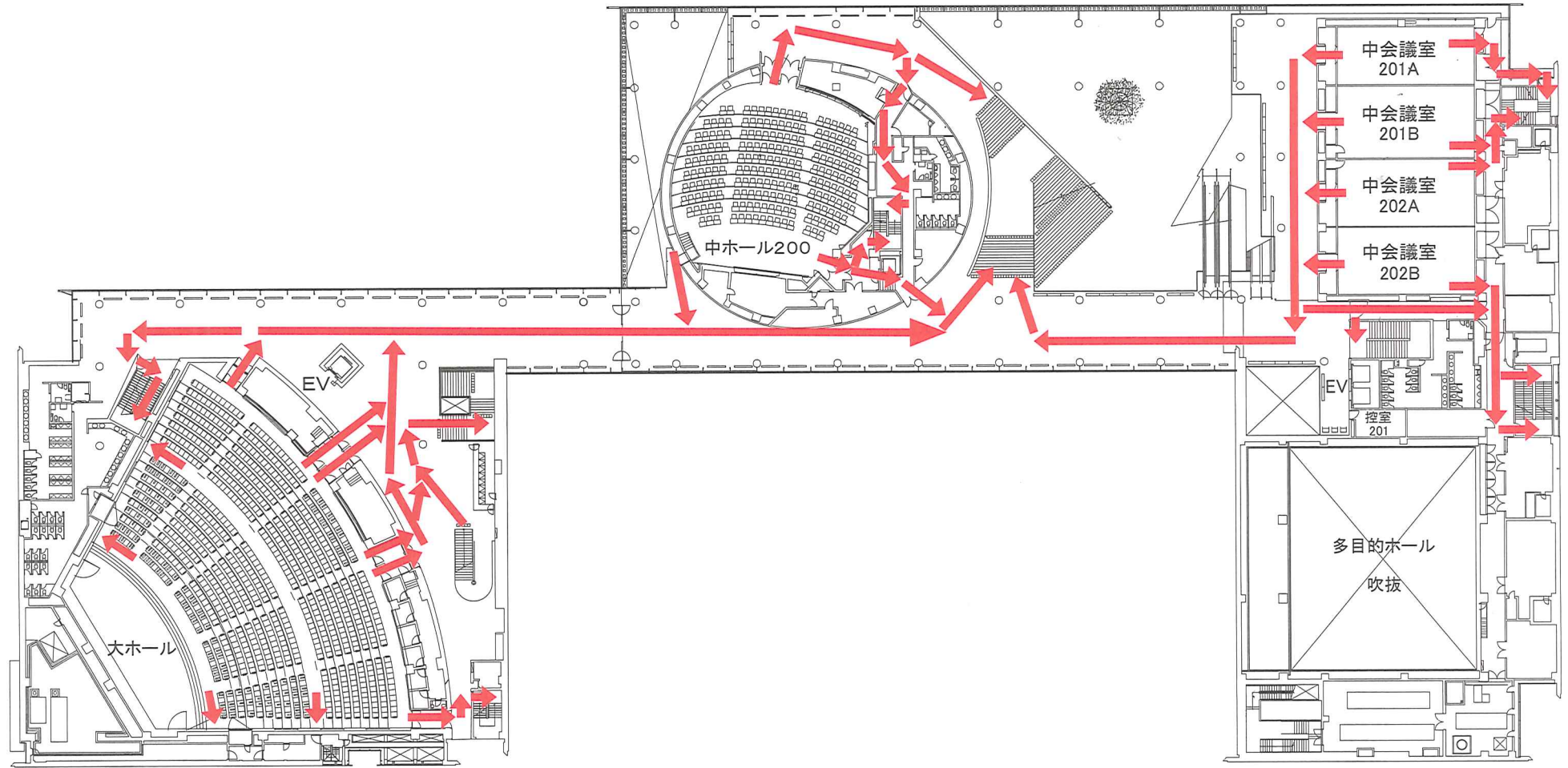
禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
つくば市消防長 様			
申請者 住 所			
電 話			
氏 名			
(印)			
つくば市火災予防条例第32条第1項の規定による禁止行為について、解除の承認を受けたいので次のとおり申請します。			
防火対象物 又は場所	所在地	電 話	
	名 称	用 途	
	関係者 住 所		
	氏 名		
解除の承認 を受けよう とする場所	階	階 の 用 途	
	名 称	場 所 の 用 途	
	構 造	内 部 仕 上	
解除の承認 を受けよう とする行為	種 類	喫 煙	裸火使用 危険物品持込み
	期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	理 由		
	内 容		
行 為 者	住 所		
	職 業		
	氏 名	年 齡	歳
火災予防上 講じた措置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

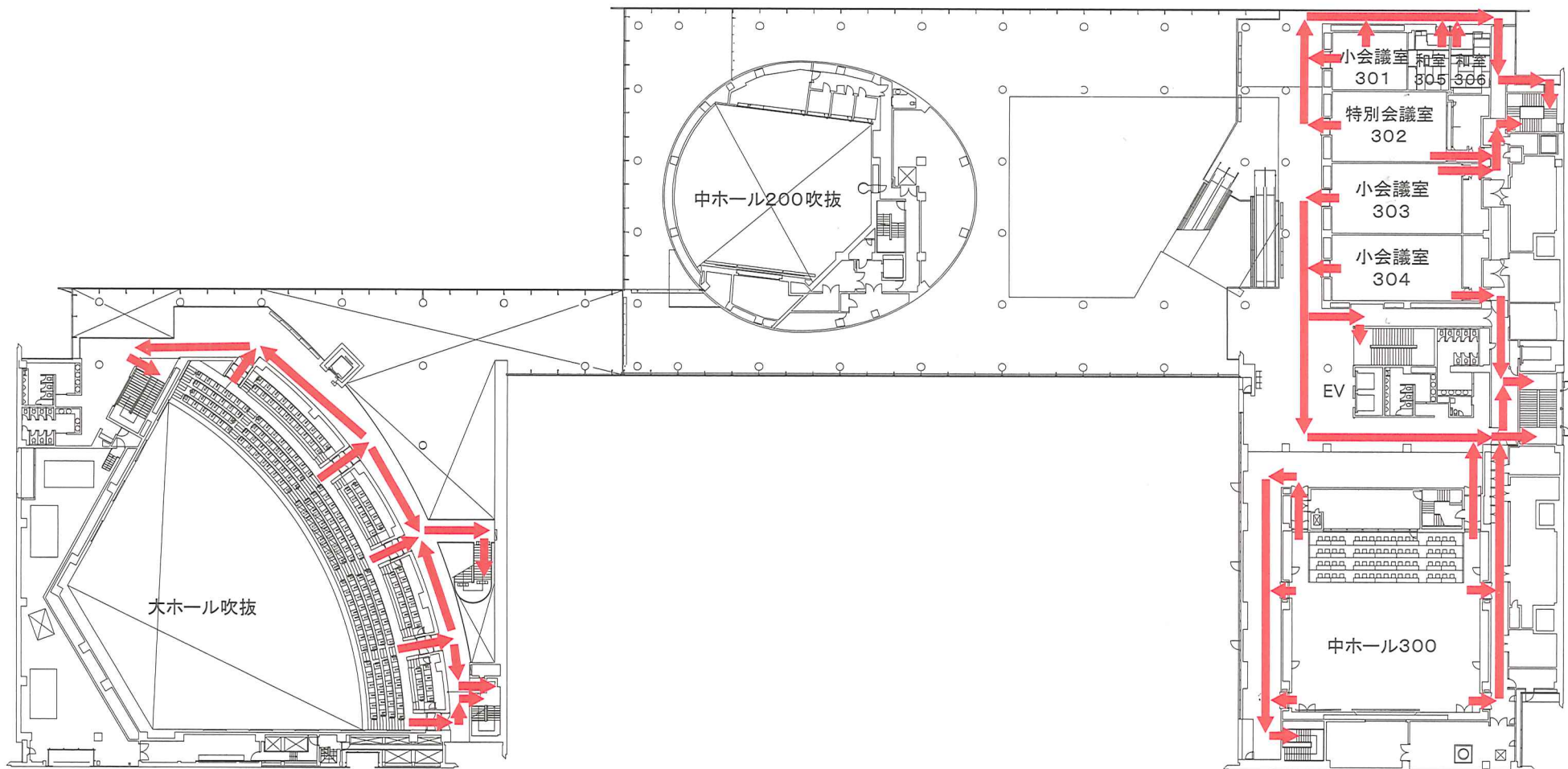
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 4 行為者が複数の場合は、その所属、氏名及び年齢を記載した書類を添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。



つくば国際会議場 1階避難平面図

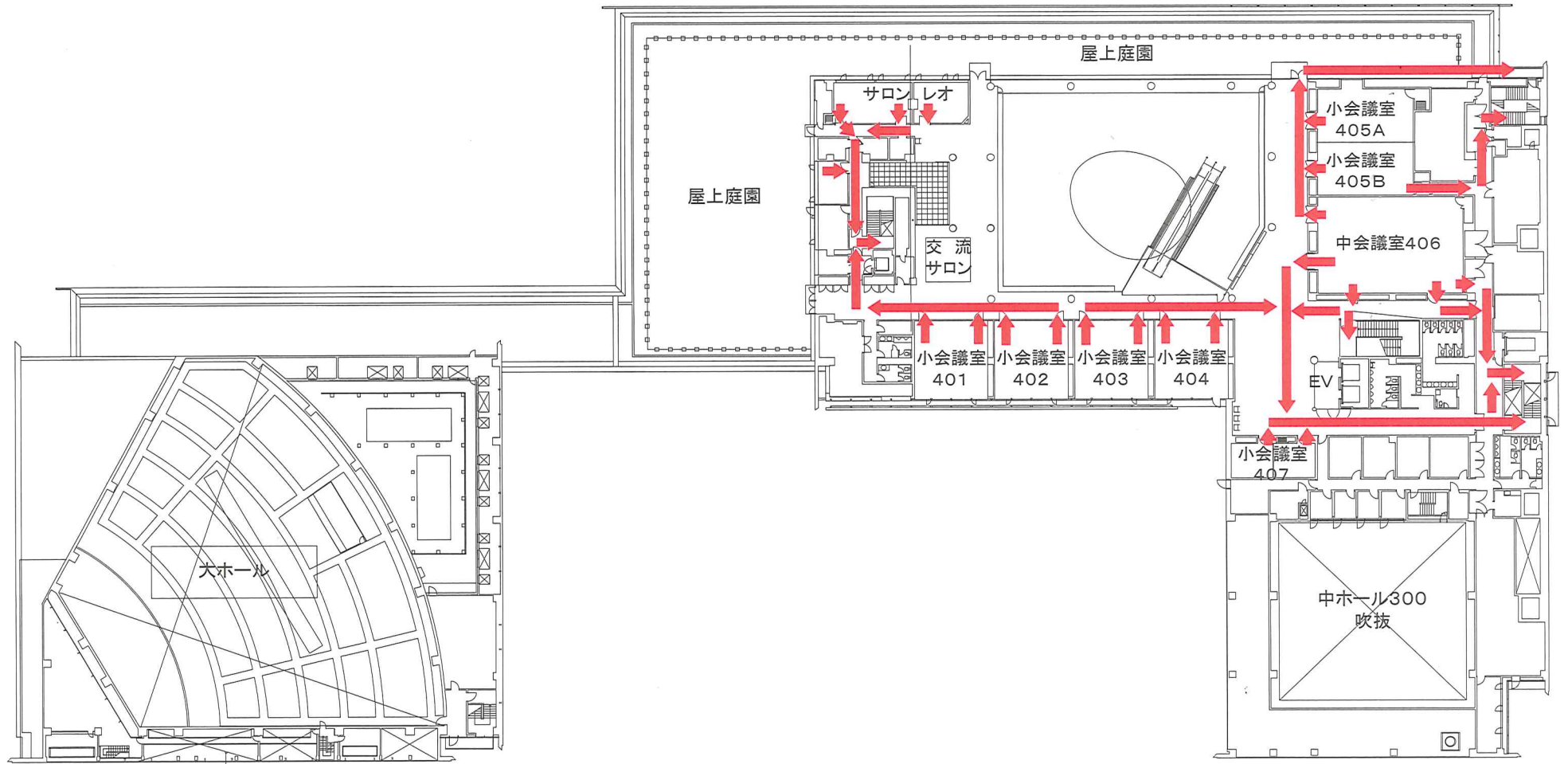


つくば国際会議場 2階避難平面図



つくば国際会議場 3階避難平面図





つくば国際会議場 4階避難平面図